

2025
年度

JAバンク投資信託取扱コンプライアンス講座

No.1

系統信用事業の人材育成機関



農林中金アカデミー
NORINCHUKIN ACADEMY

目次

CONTENTS

第1章 組合員・利用者に喜ばれる提案をするために

- Q01 資産運用が必要な背景
 - ▶なぜ今、資産運用が必要なののでしょうか？ 2
- Q02 リスクとリターン
 - ▶資産運用のリスクとは何でしょうか？ 8
- Q03 フィデューシャリー・デューティー
 - ▶フィデューシャリー・デューティーとは何でしょうか？ 14
- 重要 Q04 投資信託セールスの推進
 - ▶なぜ今、投資信託のセールスを推進するのでしょうか？ 20
- Q05 投資信託セールスの実践
 - ▶投資信託の提案の流れとポイントは？ 27
- Q06 アフターフォロー
 - ▶アフターフォローのポイントは？ 32

第2章 登録金融機関業務

- Q07 登録金融機関
 - ▶登録金融機関とは何でしょうか？ 42
- Q08 外務員資格
 - ▶投資信託を販売するには資格が必要なのですか？ 46
- Q09 内部管理態勢
 - ▶内部管理統括責任者・営業責任者・内部管理責任者について
教えてください 48

第3章 投資信託取扱に関する基本ルール

- 重要 Q10 コンプライアンス
 - ▶投資信託の販売にあたって守らなければいけないルールとは何でしょうか？ 54
- Q11 系統内規則
 - ▶系統内規則について教えてください 59
- 重要 Q12 投資信託の提案における JA の基本姿勢
 - ▶投資信託を提案する際の JA の基本姿勢を教えてください 62
- 重要 Q13 適合性の原則
 - ▶適合性の原則について教えてください 64
- 重要 Q14 高齢者取引の留意点
 - ▶高齢顧客に勧誘するときには特別なルールがあるのでしょうか？ 67
- 重要 Q15 断定的判断の提供等の禁止
 - ▶断定的判断の提供等の禁止について教えてください 74

重要 Q16	重要事項の説明義務	
	▶重要事項の説明義務について教えてください	77
Q17	広告等規制	
	▶広告等規制について教えてください	81
Q18	消費者契約法	
	▶消費者契約法について教えてください	86
重要 Q19	個人情報の取扱	
	▶個人情報の取扱について教えてください	91
Q20	顧客保護制度①	
	▶金融 ADR 制度について教えてください	96
Q21	顧客保護制度②	
	▶投資信託の分別管理制度について教えてください	99

第 4 章 投資信託を提案するうえで押さえておきたいこと

Q22	投資信託の概要①	
	▶投資信託のメリットと注意点を教えてください	102
Q23	投資信託の概要②	
	▶投資信託説明書(交付目論見書)と運用報告書の見方を教えてください	112
Q24	NISA ①	
	▶NISA の口座開設にあたって、組合員・利用者に説明しなければいけないことを教えてください	119
Q25	NISA ②	
	▶旧 NISA の非課税保有期間が終了したら、どうなるのですか?	126

■執筆者一覧(五十音順・敬称略)

佐々木 幸代 (ささき さちよ) / 株式会社 Better Life 代表取締役・CFP
 中山 弘恵 (なかやま ひろえ) / FP 事務所 エフピースマイル 代表・CFP

本文レイアウト：鈴木 章 (skam)

第 1 章

組合員・利用者に喜ばれる
提案をするために



Q01

資産運用が必要な背景



なぜ今、資産運用が必要なの でしょうか？

長引く低金利、少子高齢化の進展による年金問題、インフレなど、組合員・利用者の生活する環境は大きく変化しています。
そうした環境の変化は、組合員・利用者に向けたサービス提供のあり方にも影響を与えます。

私たち JA は、組合員・利用者の生活を環境変化から守るため、新しいあり方を目指していくことが求められています。
その一環として、資産運用が必要になっているのです。

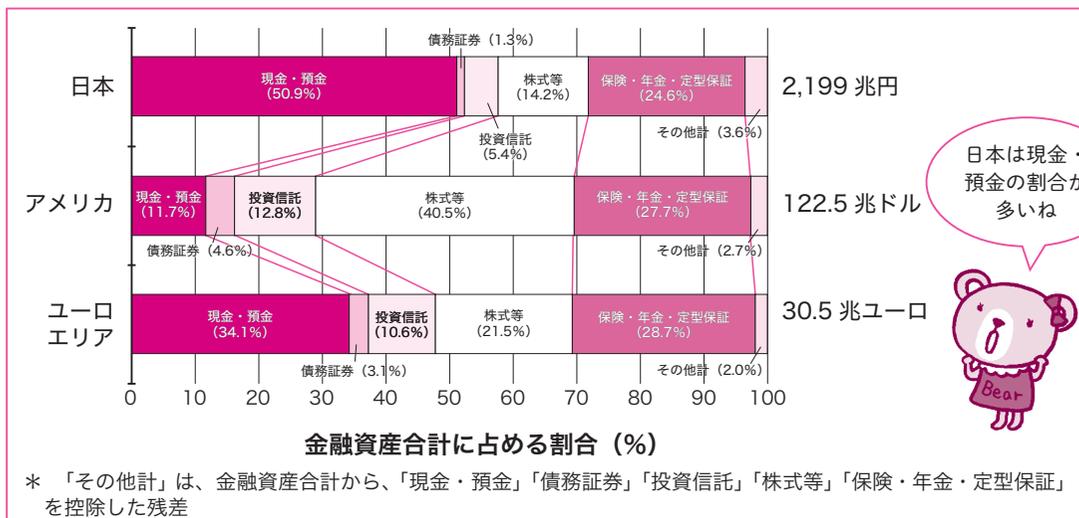


1 貯蓄から資産形成へ

日本人の“貯蓄好き”は有名ですが、日本人の貯蓄について、アメリカやヨーロッパなどの海外と比較してみましょう。

図表 1-1 は、日本・アメリカ・ユーロエリアの家計(個人)が保有している金融資産

図表 1-1 日本・アメリカ・ユーロエリアにおける家計の金融資産構成の比較



日本は現金・預金の割合が多いね



日本銀行調査統計局「資金循環の日米欧比較」(2024年8月30日)より

の構成比を比較したものです。日本人の貯蓄好きがわかると思います。

日本では、現金・預金が50.9%と過半を占めますが、アメリカでは11.7%しかありません。ユーロエリアでも34.1%と、アメリカほど低くはないですが、日本に比べると、現金・預金の比率が低いことがわかります。

アメリカでは現金・預金のかわりに、株式等や投資信託が53.3%もの比率となっています。ユーロエリアでも、株式等と投資信託の比率は32.1%と3割強を占めています。近年、NISA制度の改正により、日本の株式等と投資信託の比率は19.6%と増加していますが、まだまだ少ない割合で推移しています。

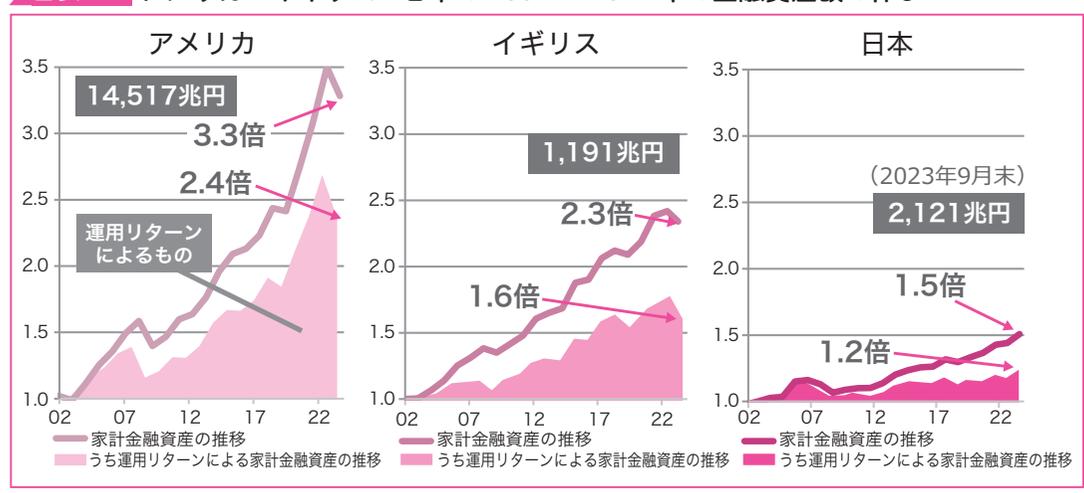
ではここで、金融資産の構成比がこの20年間で家計に与えた影響について考えてみましょう。

図表1-2は、アメリカ、イギリス、日本の金融資産額の伸びを比較したグラフです。

アメリカ、イギリスでは、2002～2022年末の間、家計金融資産は3.3倍、2.3倍となりましたが、日本は1.5倍に留まっています。この背景として、運用リターンの違いが大きく影響していると分析されています。

ここからわかることは、アメリカもイギリスも、個人が勤労収入の一部を貯蓄するだけではなく、投資信託等も利用して資産運用をし、金融資産を増やしてきたということです。

図表1-2 アメリカ・イギリス・日本の2002～2022年の金融資産額の伸び



金融庁「資産運用立国の実現(日本FP学会交流会)」(2024年3月)より

一方で、日本では、勤労収入の一部を貯蓄することで金融資産の多くを増やしてきました。このような過去 20 年間の金融資産の増え方から、日本でも資産を形成するにあたり、投資信託等を取り入れた資産運用が必要であるといえます。

② 資産運用を推し進める背景

貯金比率の高止まりと金融資産が欧米ほどに増えないのは、金融機関、国民ともに現状の正しい理解がされずに、全体としての金融リテラシーが醸成されないまま今日に至っていることが原因であると考えられます。投資よりも、儉約・貯蓄に重きを置く国民性に加え、バブル崩壊の経験や将来への不安から、組合員・利用者にとっては、減価することのない貯金で貯めておくのがもっとも理にかなっているという信仰にも近い心理が働いていたものと考えられます。

現状を見てもわかるように、貯金しておくだけでは市場にお金が回らないので、市場を通して企業などに資金を回し、経済を回す力が海外に比べて脆弱であるため、わが国の経済成長は止まり、金利の上昇が望めない状況が長らく続いています。

しかし、昨今、生活に欠かせない食品の値上げによって、組合員・利用者も、インフレを実感せざるを得ない環境下にあります。2022 年 4 月に CPI(消費者物価指数)の上昇が始まった当初は、「コストプッシュ型」(原材料費などコストの上昇が原因で発生するインフレ。供給する企業が原材料高騰により価格を引き上げるによりモノの値段が上がる)で、インフレはすぐに終息すると思われていましたが、最近では持続的なインフレが始まった、という見方も徐々に増えてきています。

インフレによって支出が増えている実感があるいまだからこそ、組合員・利用者には「インフレがお金の価値を減らすこと」を正しく理解していただき、資産運用の必要性に気づいていただく必要があるのです。

③ 少子高齢化にともなう年金問題

① 年金不安の理由

資産運用を推し進める背景は、それだけではありません。「国民の生活を守る」という観点から考えてみましょう。

組合員・利用者との会話の中で、年金に関する不安の声を聞くことはないでしょうか。年金は、組合員・利用者の老後の生活を支える大切な制度です。私たちの誰もが、いつかは年金に頼って暮らさざるを得ません。年金制度の安心は、私たちが安心して暮らすための基盤ともいえます。

しかし、今、多くの方がわが国の年金制度に対して不安を抱いているのが実情です。

年金に対する不安の声

- 今の年金額をもらい続けることはできるの？
- 物価が上がったとき、年金だけで生活ができるの？
- 私が年金を受給するときには、受給開始年齢がもっと遅くなっているんじゃない？
- 毎月納めている年金保険料は、払い損になるんじゃない？

心配になってき
ちゃった…



この年金不安の理由は何でしょうか。

それは、皆さんもご存じの少子高齢化にあります。

わが国の年金制度は、賦課方式というしくみで年金の支給を賄っています。

賦課方式

高齢者の受給する年金の原資を、受給する人が納めた過去の保険料の積立ではなく、今の現役世代が納めている保険料で賄うしくみ

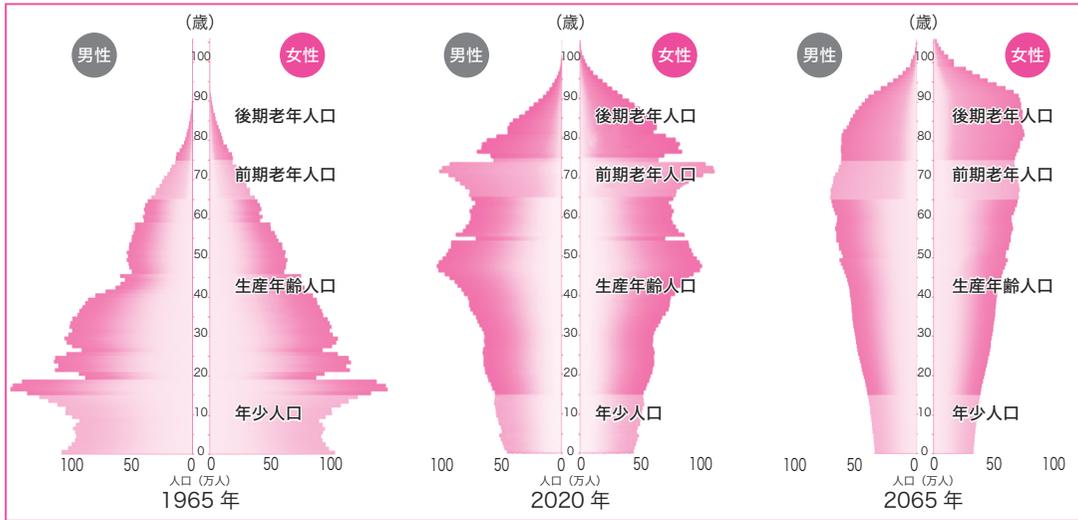
皆さんが毎月納めている保険料は、今の年金受給者の年金支給に使われているのです。保険料を負担する現役世代の人口が多く、年金を受給する高齢者世代の人口が少ないほど、制度としては安定する仕組みなのです。

② 年金を受給する人が増え、抛出する人が減る

このため、わが国の急激な少子高齢化の進展は、年金制度を脅かすこととなります。年金を受給する高齢者が増え続ける一方で、保険料を抛出し制度を支える現役世代が減り続けるからです。

図表 1-3 は、わが国の人口ピラミッドの推移を示したものです。人口ピラミッド

図表 1-3 日本の人口ピラミッドの推移



国立社会保障・人口問題研究所ホームページより

とは、縦軸に年齢を取り、横軸に性別の人口数を示したグラフです。

1965年ごろは、現役世代が多く高齢者が少ない構造となっていることがわかります。この構造は、賦課方式を採用する年金制度にとって、非常に適したものでした。現在の年金制度は、まさにこの時代につくられたものです。しかし、2020年を見ると、少子高齢化が進展するにつれて、ピラミッドとはいえないかたちに変化してきたことがわかります。高齢者の比率が明らかに高まっています。2065年の予想図では、さらにその傾向が進展することが予想されています。

「私の年金は大丈夫だろうか？」と皆さんが思う背景には、こうした一過性ではない、わが国の構造的といってもよい事情があるのです。

国も、年金制度を維持するためにさまざまな施策を検討・実施していますが、この大きな流れにはあらがうことは難しくなっています。

③ 自助努力が求められている

近年、NISA(少額投資非課税制度)やiDeCo(個人型確定拠出年金)といった資産運用に関する節税メリットのある制度が政府によって整備されています。これらは、国民に自分自身による資産運用を促すことが目的の制度です。年金制度だけに将来の生活設計を頼るのではなく、国民による「自助努力」を支援するための制度をつくり、「貯蓄から資産形成へ」の流れを支援しているのです。

ここまでで説明した以外にも、組合員・利用者が豊かに暮らすための弊害となる問題は山積みです。組合員・利用者の置かれている社会・経済の構造的な変化を正しく把握し、現状を伝えることが必要です。

組合員・利用者に現状をしっかりと理解いただき、資産運用の必要性をご納得いただきましょう。

また、正しい知識を習得し、金融のプロとして組合員・利用者にアドバイスできるよう自己研鑽けんさんしましょう。

Q 02 | リスクとリターン



資産運用のリスクとは何でしょうか？

投資の世界では、「収益(リターン)の変動幅」のことをリスクといいます。金融商品によって異なるリスクとリターンの関係を理解しましょう。リスクは、さまざまな方法でコントロールすることができます。



① リスクとリターン

① リスクについて理解していただく

一般的にリスクと聞くと、「危険」とか「損をする」というイメージがあると思います。しかし、投資の世界でのリスクは、収益(リターン)の変動幅のことをいいます。マイナスの意味だけではなく、プラスの意味も含んでいるのがポイントです。

資産運用にはリスクが付きものですが、資産運用におけるリスクの意味、そしてリスクをどのようにコントロールするかを組合員・利用者に理解していただくことが大切です。

② リスクは収益の源泉

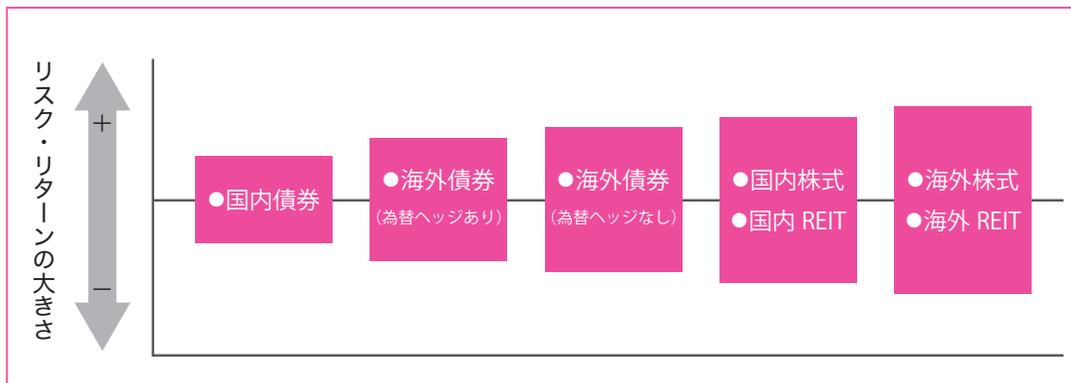
図表 1-4 について見ていきましょう。

図表 1-4 リスクとリターンの相関図



JAバンク「資産運用ガイダンス」パンフレット(2024年1月版)より

図表 1-5 リスク・リターンの大きさ



JAバンク「資産運用ガイダンス」パンフレット(2024年1月版)より

「ローリスク・ローリターン」と「ハイリスク・ハイリターン」という言葉どおり、資産運用の商品は、リスクとリターンが正の相関にあることがわかります。

次に、図表 1-5 で金融商品ごとのリスク・リターンがどうなっているかを見てみましょう。右にあるタイプの資産ほど、高いリターンが期待できる一方で、価格が変動する幅も大きくなります。

国内債券は「ローリスク・ローリターン」の代表的な資産で、リスクが小さい分、期待できるリターンも小さくなります。一方、海外株式や海外 REIT(不動産を投資対象とする金融商品)は「ハイリスク・ハイリターン」の代表的な資産です。海外株式や海外 REIT はリスクが大きいのですが、その分、リターンも大きいことから、値上がりした場合には大きなリターンが期待できることになります。

なお、投資する資産や商品によって金利や為替、企業業績などの影響を受けて基準価額が変化するので、同じ資産がつねに高いリターンをあげるとは限らないことに注意が必要です。

② リスクコントロール

続いて、リスクコントロールについて見ていきましょう。リスクコントロールの手法には、分散投資、時間分散、長期投資の3つがあります。

① 分散投資

上記で述べたように、金融商品によってリスクとリターンの特性は異なります。株

式や債券など、同じ特性をもつ金融商品のグループを資産といいます。異なる性格をもつ資産を組み合わせることで、リスクとリターンを調整することができます。これが分散投資です。

分散投資の組み合わせ方法としては、次のような方法があります。

分散投資の組み合わせの例

- 銘柄分散** A社の株式とB社の株式のように、異なる会社の株式(銘柄)を組み合わせる
- 資産分散** 株式と債券のように、異なる資産種別(資産クラスといいます)を組み合わせる
- 国際分散** 国内と海外、新興国と先進国のように、特性の異なる国や地域を組み合わせる(地域分散ともいう)

組み合わせると、
どんなメリットが
あるかな…?



分散投資において、どの資産・商品をどのような比率で組み合わせるかは、資産の「相性」に着目する必要があります。

たとえば、A自動車株とB自動車株の銘柄分散のような、国内の同業種の株式同士の銘柄分散では、分散投資の効果は得られにくいでしょう。どちらの株も値動きの方向性は同じと推定されるからです。値動きの「源泉」が異なり、互いに値動きを補完しあうような組み合わせの分散投資を行うことで、資産全体のリスクとリターンを安定させることが期待できます。

② 時間分散と積立投資

① 時間分散

分散投資には、資産間などの分散のほかに、時間分散があります。

資産分散が平面的な分散投資であるなら、時間分散は垂直的な分散投資です。投資のタイミングを、一度ではなく数回に分けて行う手法をいいます。

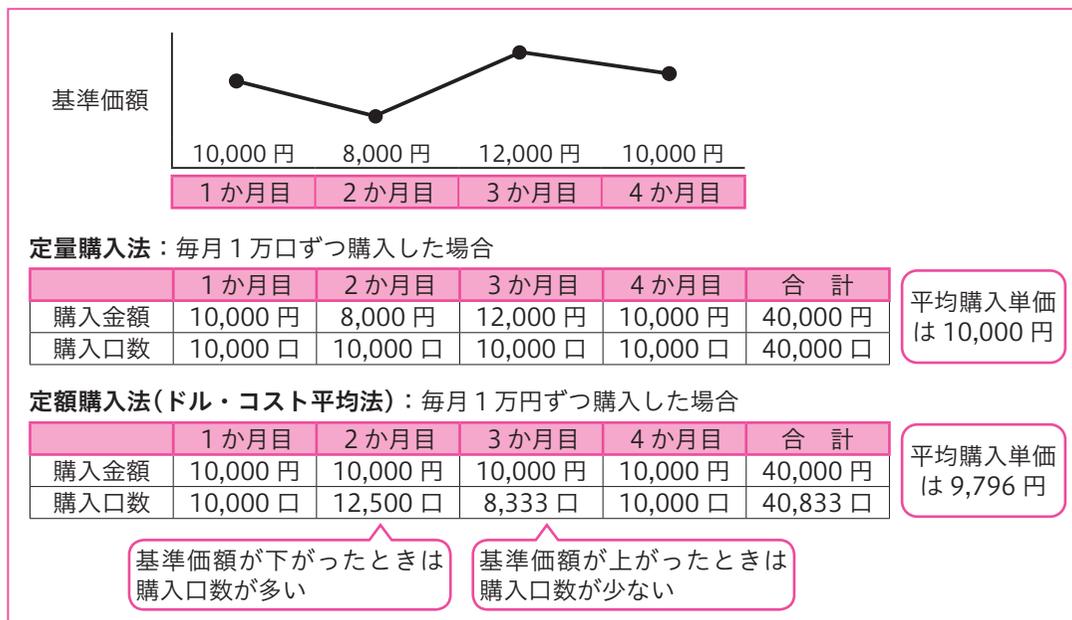
たとえば、300万円を投資信託の購入を行う場合、一度に300万円を投資するのではなく、100万円を3回に分けて行うといった方法です。

② 積立投資

時間分散の手法をさらに推し進めた手法が、積立投資です。

積立投資とは、一定額もしくは一定口数の投資信託を、(毎月、毎週など)定期的に

図表 1-6 定量購入法と定額購入法(ドル・コスト平均法)のイメージ



買い続ける手法で、次の2つの手法があります(図表 1-6)。

■ 定量購入法

毎回同じ数量だけ金融商品を購入する手法のことです。通常、価格が変動する金融商品には、購入単位があります。たとえば、投資信託の購入単位は1万口で、株式の多くは購入単位が100株となっています。

定量購入は、たとえば毎月、同じ日に同じ数量の株数や口数を購入するということです。価格が安いときには安い金額で購入し、価格が高いときには高い金額で購入するので、価格が変動する金融商品を平均的な価格で購入することができます。

■ 定額購入法(ドル・コスト平均法)

毎回同じ金額だけ金融商品を購入する手法のことです。この手法は、たとえば毎月、同じ日に同じ金額だけ価格変動のある金融商品を購入するので、基準価額が下がったときは多くの口数を購入し、基準価額が上がったときは少ない口数を購入することになります。

この手法を用いると、定量購入と同じように、価格が変動する金融商品を平均的な価格で購入することができますが、平均購入単価は、ドル・コスト平均法のほうが安くなります。この平均購入単価の差額は、投資金額が大きいほど、また投資期間が長

くなるほど大きくなります。

購入した金融商品は、最終的には売却して利益を得ることになるので、なるべく安い価格で購入し、なるべく高い価格で売却することが理想的です。つまり、積立投資をする場合は、平均購入単価を抑えることができるドル・コスト平均法を用いることが適しているというわけです。

ドル・コスト平均法は、価格の変動に関係なく自動的に購入単価が調整されるので、いつ投資を始めてもよいことが強みです。

一方で、ドル・コスト平均法には弱みもあります。どんなに平均購入単価が低くても、売却するときの価格が平均購入単価を下回っている場合は利益を出すことができません。価格が変動する金融商品では、短期間で価格が上下するのは仕方のないことですが、長期的に見たときには、ゆるやかに価格が上がっていくような商品に投資していく必要があります。

③ 長期投資

次に、長期投資を考えてみましょう。

資産運用の根本は、株式や債券、不動産等への投資を通じて経済活動に参加し、経済成長の果実を得ることです。

「お金の働いてもらう」という言い方をすることがありますが、これはたとえではありません。国や企業の経済活動に資金を供給することが、資産運用の本質だからです。

資産運用の成果は、企業や経済成長の“対価・果実”として得られるのです。

図表 1-7 は、世界の実質 GDP の過去の推移と将来予測です。単年度を見ると上げ下げはありますが、長期的には成長していることがわかります。このように、長期に投資することで、運用の成果が安定しやすい傾向にあるのが長期投資です。

また、分配金の受け取り方には、次の2つの方法があります。

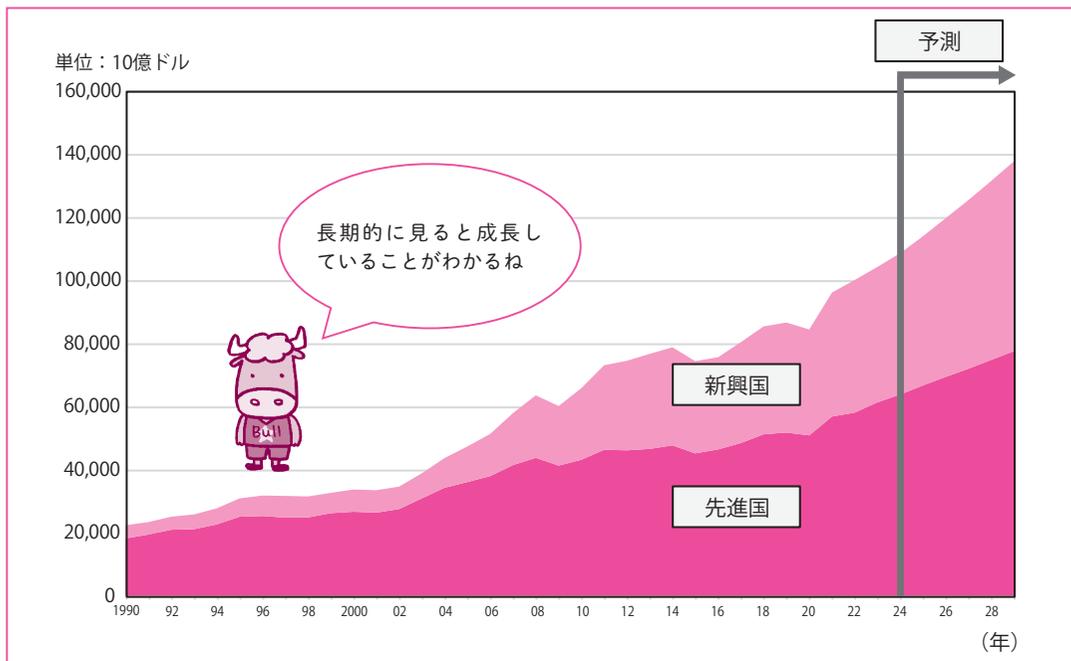
分配金の受け取り方

再投資型 配当収入などの運用の成果を受け取らずに元本に加え、再運用に回す方法

受取型 配当収入などの運用の成果を都度、受け取る方法

再投資型は運用の成果を再運用するため、運用期間が長くなればなるほど、複利効

図表 1-7 世界の実質 GDP の推移と将来予測



International Monetary Fund, World Economic Outlook Database, October 2024 より

果が高まります。

利息の計算方式

- 単利** 「投資元本」に対して利息がつくこと
- 複利** 「投資元本と受け取った利息」に対して利息がつくこと

このように、長期投資のメリットは、企業や経済成長の成果を得られるということだけでなく、利益がさらに利益を生む複利効果で効率的に資産を増やせるということにあります。

2025
年度

JAバンク投資信託取扱コンプライアンス講座

No.2

系統信用事業の人材育成機関



農林中金アカデミー
NORINCHUKIN ACADEMY

目次

CONTENTS

第1章 口座開設時のコンプライアンス

- 重要** **Q01** 顧客カードの整備
▶ 組合員・利用者の知識・投資経験・財産の状況や投資目的を、どのように把握したらよいのでしょうか？ 2
- Q02** 取引時確認
▶ 取引時確認とは何でしょうか？ 4
- Q03** 口座開設時の代筆
▶ 「ケガをしてペンを持ってない」と、組合員・利用者から代筆を頼まれました。引き受けてもよいのでしょうか？ 10
- Q04** 仮名取引受託の禁止
▶ 他人の名義で口座を開設してもよいのでしょうか？ 12

第2章 提案時のコンプライアンス

- 重要** **Q05** 貯金等との誤認防止措置
▶ 組合員・利用者へ「投資信託と貯金は何が違うの？」と聞かれたのですが… 16
- 重要** **Q06** 高齢者取引
▶ 生活の収入源が年金のみで投資経験のない高齢の組合員・利用者へ、投資信託を提案してもよいのでしょうか？ 18
- 重要** **Q07** 投資信託説明書(交付目論見書)と契約締結前交付書面
▶ 投資信託を提案する際、何をもとに説明をすればよいのでしょうか？ 20
- 重要** **Q08** 広告等の規制
▶ 提案する際、自分で作った資料やメモ書きしたパンフレットをお渡ししてもよいのでしょうか？ 23
- 重要** **Q09** 景品等の規制
▶ 投資信託を購入してくださった組合員・利用者へ、景品・粗品をお渡ししてもよいのでしょうか？ 25
- 重要** **Q10** 一定の配当等の表示の禁止①
▶ 組合員・利用者へ「定期貯金と比べたいので、利回りを提示して説明してほしい」と言われました。利回りを提示してもよいのでしょうか？ 27
- 重要** **Q11** 一定の配当等の表示の禁止②
▶ 「過去の運用利回りの実績から利回り 10%は確実です」と組合員・利用者にお伝えしてもよいのでしょうか？ 29

重要 Q12	断定的判断の提供等による勧誘の禁止	
	▶ 市場の見通しに自信があります。提案の際に、組合員・利用者にお伝えしてもよいのでしょうか？	31
重要 Q13	虚偽の告知・表示の禁止	
	▶ 組合員・利用者に「この投資信託さえ買っておけば将来は安心ですよ」とお伝えしてもよいのでしょうか？	34
重要 Q14	損失補填・利益追加等の禁止	
	▶ 組合員・利用者に「この投資信託で損失が出たら、私が何とかします」と約束してもよいのでしょうか？	36
重要 Q15	特別の利益の提供の禁止	
	▶ 投資信託を購入いただくために、融資の審査に便宜を図ってもよいのでしょうか？	38
Q16	迷惑時間勧誘の禁止	
	▶ 組合員・利用者いち早く商品を提案したいので、早朝にお電話してもよいのでしょうか？	40
Q17	過当数量取引勧誘の禁止	
	▶ 手元の資金がない組合員・利用者、借入れによる投資信託購入を勧めてもよいのでしょうか？	42
Q18	顧客との損益共有の禁止	
	▶ 組合員・利用者に「投資信託は不安だけれど、あなたと一緒に始めてみても…」と言われました。一緒に購入してもよいのでしょうか？	44
Q19	金銭、有価証券の貸借の禁止	
	▶ 組合員・利用者に「投資信託を購入したいけれど、手持ちの資金がないので、一時的に立て替えてほしい」と言われました。応じてよいのでしょうか？	46
Q20	特定投資家制度	
	▶ 特定投資家というプロは、どんな人なのでしょうか？	48

第 3 章 受注時のコンプライアンス

Q21	契約締結時等交付書面	
	▶ 購入価額や口数など約定の内容は、組合員・利用者へ後日、お電話で確認すればよいのでしょうか？	52
Q22	疑わしい取引の届出義務	
	▶ このお取引、なんだか不自然な気がするのですが…	54
重要 Q23	購入時期の断定的判断の提供等の禁止	
	▶ 組合員・利用者が購入を迷っている場合、「今が買い時です」とアドバイスしてもよいのでしょうか？	56

Q24 代金の前受け	
▶ 買付代金は、投資信託の受渡日までに入金していただければよいのでしょうか？	58
Q25 仮名・借名取引の禁止	
▶ 「自分の名前で投資信託を購入したくない」と言う組合員・利用者に、私の友人の口座を使っていただいてもよいのでしょうか？	60
Q26 金融商品事故・誤注文時の対応	
▶ 注文内容を間違えて執行してしまいました。どうしたらよいのでしょうか？	62

第4章 受注後のコンプライアンス

重要 Q27 乗換え勧誘	
▶ 投資信託をすでに買われている組合員・利用者に、別の投資信託を提案したいと考えています。簡単な説明でよいのでしょうか？	66
Q28 トータルリターン	
▶ トータルリターンとは何でしょうか？	69

第5章 換金時のコンプライアンス

重要 Q29 換金時期の断定的判断の提供等の禁止	
▶ 組合員・利用者は「換金したい」とのことなのですが、来年には基準価額が今より上がると思うのです。止めてもよいのでしょうか？	72
Q30 無断売買の禁止	
▶ 基準価額が上昇しました。組合員・利用者に連絡がつかせませんが、急いで換金手続きをしてもよいのでしょうか？	74

第6章 「こんなとき！」気をつけたいコンプライアンス

重要 Q31 トラブル対応	
▶ 組合員・利用者とトラブルが起きましたが、自分で対応ができました。上司に報告する必要がありますか？	78
重要 Q32 苦情・クレーム対応	
▶ 投資信託受注後、組合員・利用者から苦情・クレームを受けました。どうすればよいのでしょうか？	80

- 重要** **Q33 名義借りの禁止**
▶ 自分でも投資信託を購入してみたいと思っています。組合員・利用者の名義を借りて取引してもよいのでしょうか？ 84
- 重要** **Q34 顧客の秘密漏洩の禁止**
▶ A様に対して、「A様がよくご存じのB様にもこの投資信託を購入いただいているんですよ」とお伝えしてもよいのでしょうか？ 86
- Q35 組合員・利用者が亡くなった場合**
▶ C様の奥様から「夫が亡くなったので、取引内容・残高について知りたい」と言われました。どう対応すればよいのでしょうか？ 89
- Q36 組合員・利用者死亡後の取引**
▶ D様の奥様から「夫が亡くなったので、投資信託をすべて売却したい」と言われました。どう対応すればよいのでしょうか？ 92
- Q37 インサイダー取引**
▶ インサイダー取引とはどのようなものなのでしょうか？ 94
- Q38 外務員資格のない職員**
▶ 外務員資格を保有していませんが、勧誘販売の行為以外で、できることはありますか？ 96
- Q39 未登録店舗における注意点**
▶ 未登録店舗では、投資信託の勧誘はできないのでしょうか？ 99

■執筆者一覧(五十音順・敬称略)

佐々木 幸代 (ささき さちよ) / 株式会社 Better Life 代表取締役・CFP
中山 弘恵 (なかやま ひろえ) / FP 事務所 エフピースマイル 代表・CFP

本文レイアウト：鈴木 章 (skam)

第 1 章

口座開設時の コンプライアンス



重要!

Q01

顧客カードの整備



組合員・利用者の知識・投資経験・財産の状況や投資目的を、どのように把握したらよいのでしょうか？

組合員・利用者の属性を把握し、適合性の原則を実践するため、顧客カードを作成します。窓販担当者は、投資信託の初取引時に、顧客カードを作成し、申込人の適合性をチェックしなければなりません。



1 顧客カードとは

「投資勧誘、顧客管理等に関する系統内規則」では、顧客カードの整備が定められています。顧客カードの記載事項を通じて、投資信託の申込人について、適合性の原則が満たされているかを確認することができます。

顧客カードの記載事項は、次のとおりです。

顧客カードの記載事項

- ① 氏名または名称
- ② 住所または所在地および連絡先
- ③ 生年月日(組合員・利用者が自然人の場合のみ)
- ④ 職業
- ⑤ 投資目的
- ⑥ 資産の状況
- ⑦ 投資経験の有無
- ⑧ 取引の種類
- ⑨ その他、各農協において必要と定める事項

窓販担当者は、投資信託の取引開始時に、必ず顧客カードを作成し、営業責任者および内部管理責任者の確認を受ける必要があります。

② 顧客カードの作成方法

顧客カードは、申込書を兼ねています。太枠内の記入は、組合員・利用者に自書いただかなければなりません。

投資目的、資産の状況、投資経験の有無、取引の種類等については、担当者が組合員・利用者からヒアリングして補記することができます。

作成した顧客カードは、営業責任者および内部管理責任者が記載事項を確認し、受託の適否を判断します。作成後は、「ご意向確認書」や「適合性チェック兼面談記録シート」などの顧客提出書類等とセットのうえ、組合員・利用者ごとのファイルに保存・管理します。口座抹消後、10年間は保存しなければなりません。

③ 顧客カードのメンテナンス

取引の開始時に記載した事項も、時間の経過で変わることが当然にあります。顧客カードの記載事項について変更を把握したときは、顧客カードを追加で作成したり、既存のカードに補記するなど、情報を適切にメンテナンスする必要があります。顧客カードの記載事項に変更がないか、日常の往訪時の会話なども意識しておくようにしましょう。

顧客カードに記載された事項は、決して外部に漏らしてはなりません。情報管理については、日本証券業協会の自主規制規則や系統内規則でも定められていますが、組合員・利用者から信頼されているJAとして、当然の義務といえます。

Q 02 | 取引時確認



取引時確認とは何でしょうか？

マネー・ローンダリング対策のため、投資信託の口座開設等にあたっては、取引時確認を必ず行うことが犯罪収益移転防止法で規定されています。



① マネー・ローンダリング対策のために

マネー・ローンダリングとは、麻薬等の薬物の不正取引や犯罪から収益を得た者が、資金の出どころや真の所有者をわからなくするために、金融機関の口座に入金したり、資金を口座から口座へ移動したりすること(資金洗浄)をいいます。日本および国際社会がともに取り組まなくてはならない課題として、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の重要性は、近年ますます高まっています。

金融庁は、2018年2月に「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を公表しました。本ガイドラインでは、適用対象となっているJAや金融機関、保険会社などに態勢の整備を求めています。

また、JAを始めとした金融機関は、その口座がマネー・ローンダリング等の犯罪に利用されることを防ぐため、犯罪収益移転防止法にもとづき、口座開設など一定の取引を行う際に、組合員・利用者に対して取引時確認を行うことが義務づけられています(4条1項)。

② 取引時確認

① 取引時確認が必要な取引

次のような取引を行う際には、取引時確認が必要となります。

取引時確認が必要なおもな取引

- 口座開設、貸金庫、保護預かり等の取引を開始するとき
- 10万円を超える現金振込をするとき
- 200万円を超える現金の受入れまたは払出しにかかる取引をするとき
- 融資取引を開始するとき

など

また、取引時確認が済んでいない組合員・利用者の場合、職員は取引時確認を行わなければならない、すでに取引時確認を行っている組合員・利用者については、「取引時確認が済んでいること」を確認しなければなりません。

さらに、上記以外に、特定の国に居住・所在している方と取引等をする際などにも、取引時確認が必要になる場合があります。

3 取引時確認における確認事項

取引時確認における確認事項は、取引の相手方が個人であるか、法人であるかによって異なります。

1 個人の場合

取引の相手方が個人の場合は、**図表 1-1** の事項について確認します。

ケースによっては、組合員・利用者の収入・資産の状況も確認しなければなりません。

図表 1-1 個人の取引時確認における確認事項と必要な書類

確認事項	確認方法
本人特定事項(氏名・住所・生年月日)	本人確認書類を提示していただく(詳細は次ページの図表 1-2)
職業	窓口等で確認する
取引を行う目的	窓口等で確認する

* 代理人が来店した場合は、上記に加えて、次の2点を確認

- ① 代理人の氏名・住所・生年月日
- ② 代理人が本人のために取引の任にあたっていると認められる事由(代理権の確認)

* 外国 PEPs の該当有無についても確認

外国 PEPs とは、外国において重要な公的地位を有する(または有していた)者をいい、これらの者、またはその家族等に該当する場合には、より厳格な顧客管理を行う必要がある。

図表 1-2 本人確認の方法

(1) 原本提示

顔写真	個人：原本提示		提示を受ける書類(原本)	説明
顔写真付き	原本提示1通 (①から1通)	①	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証(2012年4月1日以降に交付された運転経歴証明書) ・在留カード、特別永住者証明書 ・マイナンバーカード^{*1}(住民基本台帳カード)^{*2} ・旅券(パスポート)^{*3}等 ・上記のほか、官公庁発行書類等で本人特定事項(氏名・住居・生年月日)の記載があり、顔写真が貼付されているもの 	<p>※1 マイナンバーカードには、表面に顔写真と氏名・住所・生年月日・性別が、裏面に個人番号が記載されている。個人番号の取得は禁止されているので、取引時確認のために提示を受けた場合には、裏面をコピーしたり、個人番号を記録することはできない。</p> <p>※2 住民基本台帳カードは、その効力を失うとき、または、マイナンバーカードの交付を受けるときのいずれか早いときまでは、本人確認書類となる。</p> <p>※3 現住所等を記載する所持人記入欄がある2020年2月3日以前に発行された旅券(パスポート)。</p>
	原本提示2通 (①から1通+④から1通)	①	<ul style="list-style-type: none"> ・上記①のうち、現住所等を記載する所持人記入欄がないものや、現住所が記載されていないもの^{*4} 	<p>※4 現住所等を記載する所持人記入欄がない2020年2月4日以降に発行された旅券(パスポート)や、正しい現住所が記載されていない運転免許証等。</p>
顔写真なし	原本提示2通 (②から2通) (②から1通+③から1通) (②から1通+④から1通)	②	<ul style="list-style-type: none"> ・各種健康保険証(下記注意書き参照) ・国民年金手帳^{*5} ・母子健康手帳 ・取引を行う事業者との取引に使用している印鑑にかかる印鑑登録証明書等 	<p>※5 年金手帳の基礎年金番号や健康保険証の保険者番号、記号・番号は告知を求めることが禁止されているので、記録しない。写しをとる場合はマスキングをする。</p>
		③	<ul style="list-style-type: none"> ・②以外の印鑑登録証明書 ・戸籍の附表の写し ・住民票の写し・住民票記載事項証明書 ・上記のほか、官公庁発行書類等で本人特定事項の記載があり、顔写真のないもの 	
		④ (補完書類)	<ul style="list-style-type: none"> ・納税証明書 ・社会保険料領収書 ・公共料金領収書等 	<ul style="list-style-type: none"> ・領収日付の押印または発行年月日の記載のあるもので、その日付が提示または送付を受ける日の前6カ月以内のものに限る

[各種健康保険証について]マイナンバーカードへの一体化にともない、2024年12月2日の時点で現に交付されている健康保険証等については、一定期間のみ引き続き本人確認書類として認められる。マイナンバーカードを持たない人には別途「資格確認書」が交付され、これが新しく「顔写真なし」の本人確認書類のひとつとなる。

(2) 原本提示 + 郵送又は送付受け

個人：原本提示 + 郵送又は送付受け	説明
原本提示1通(②又は③)+ 取引文書を書留郵送	<ul style="list-style-type: none"> ・②又は③の原本提示を受けるとともに、書類に記載されている顧客の住居宛てに取引にかかる文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として郵送する。
原本提示1通(①、②のうち1通)+④送付受け	<ul style="list-style-type: none"> ・①、②のうち1通の原本提示を受けるとともに、顧客から④の補完書類の送付を受ける。

図表 1-3 法人の取引時確認における確認事項と必要な書類

確認事項	書類(原本)
名称、本店や主たる事務所の所在地	<ul style="list-style-type: none"> ● 登記事項証明書 ● 印鑑登録証明書 等
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 登記事項証明書 ● 定款 等
来店者の氏名・住所・生年月日等	図表 1-2 の個人の取引時確認に必要な書類に加え、委任状等など、その法人のために取引を行っていることを確認できるもの。
取引を行う目的	窓口等で確認する。
議決権保有比率の合計が25%超等の個人の氏名・住所・生年月日および外国 PEPs の該当有無	法人との関係についても確認する。その法人が一般社団法人等の場合には、収益総額の25%超の配当を受ける個人の氏名・住所・生年月日を確認する。

2 法人の場合

取引の相手方が法人の場合は、図表 1-3 の事項について確認します。

4 確認記録・取引記録等の作成と保管

取引時確認を行った場合、取引時確認にかかる事項、取引時確認の際にとった措置(取引時確認をした担当者の氏名、本人確認書類の提示を受けた日時など)の確認記録を直ちに作成し、その記録を取引等にかかる契約終了日等の日から7年間保存しなければなりません。

また、組合員・利用者との取引についても少額な取引など(残高照会や1万円以下の取引)を除いて直ちに取引記録等を作成し、取引が行われた日から7年間保存する必要があります。

5 疑わしい取引の届出制度

組合員・利用者から収受した現金等が犯罪による収益である疑いがある、または、

犯罪によって得た財産(現金に限らない)を隠している疑いがあるといった場合には、すみやかに行政庁へ疑わしい取引の届出を行うことが義務づけられています。なお、届出金額の基準はなく、たとえ少額でも、また取引が成立しなかった場合にも届出が必要です。

6 反社会的勢力

1 反社会的勢力とは

JAでは、各種貯金規定に暴力団排除条項等を規定するなど、反社会的勢力等の排除に向けた取組みを行っています。

反社会的勢力に該当する者は、組合員となることや貯金の利用・口座開設をすることはできず、また、すでに取引がある場合でも、組合員が反社会的勢力と判明した場合には、その資格を喪失することになります。反社会的勢力による口座開設を防止するため、組合員・利用者が反社会的勢力に該当しないことを確認する必要があります。

組合員となることができない者

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、「暴力団員等」という)
- ② 次の各号のいずれかに該当する者
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

② 反社会的勢力でないことの確認方法

組合員・利用者に、口座開設時に反社会的勢力でないことを、署名と捺印により、表明・確約してもらいます。表明・確約をいただけない場合は、原則として取引を謝絶することとなります。

また、反社会的勢力リストによる確認などもあわせて行います。そのリストが最新のものとなっていることも確認しておきましょう。